

○八女西部広域事務組合公告式条例

(昭和 45 年 10 月 31 日 条例第 2 号)

(この条例の目的)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 16 条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に組合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、八女西部広域事務組合事務所前に掲示してこれを行う。

(規則に関する準用)

第 3 条 前条の規定は、規則につきこれを準用する。

(規程の公表)

第 4 条 規則を除くほか、組合長の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び組合長名を記入して組合長印を押印しなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

第 5 条 規則及び規程は、それぞれ当該規則又は規程をもつて特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。